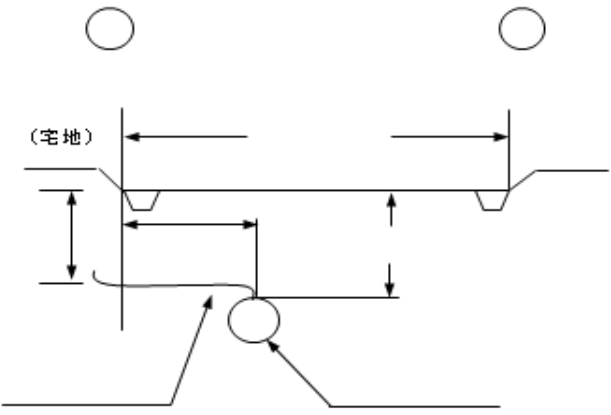
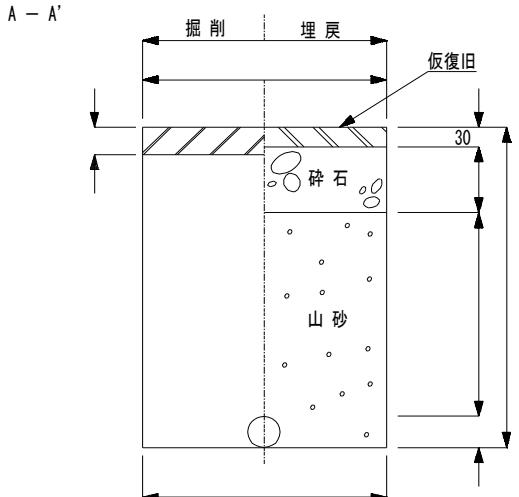
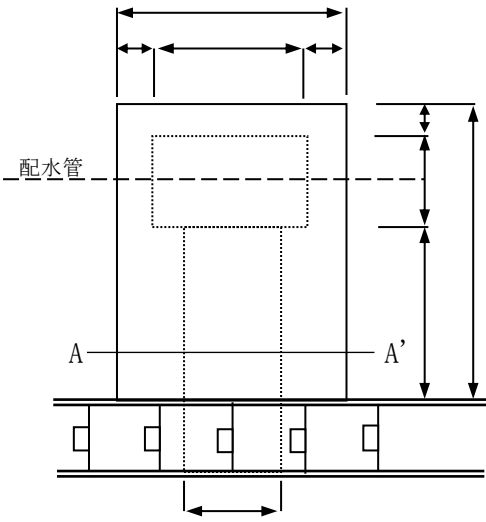


道路占用許可申請書				新規	更新	変更	土第		号
				年		月	日		
尾張旭市道路管理者 尾張旭市長				殿		水第		年	号
						月		日	
				〒488-8666					
申請者				住所		尾張旭市東大道町原田 2 6 0 0 - 1			
				氏名		尾張旭市水道事業			
				名称および 代表者氏名		尾張旭市長 柴 田 浩			
				(担当者		TEL (0561) 53-2111 内線562)			
道路法第 3 2 条の規定により許可を申請します。									
占 用 の 目 的									
占 用 の 場 所		路 線 名					車道・歩道・その他		
		場 所		尾張旭市					
占 用 の 物 件		名 称		規 模		数 量			
		給水管							
占 用 の 期 間		許可日 から 年 月 日 まで			占用物件 の 構 造		ポリエチレン管		
工 事 の 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで			工事実施 の 方 法		開 削 方 法		
道 路 の 復 旧 方 法		現 況 復 旧			添 付 書 類		位置図 他		
備 考		指定工事店 Tel 担当							
		・舗装復旧については、事前に他の工事関係者と調整します。 ・愛知県建設部の「道路占用工事の実施に関する基準」に基づき実施します。							

道 路 占 用 許 可 書				土第		号	
				年		日	
尾張旭市水道事業 尾張旭市長 殿							
				尾張旭市道路管理者 尾張旭市長 柴 田 浩			
上記の許可申請について、下記の条件を附して許可します。							
記							
1 許可の期間		年 月 日から		年 月 日まで			
2 占用料		尾張旭市道路占用条例第 2 条第 2 項により免除					
3 許可条件		・工事中は、歩行者に十分注意し施工すること。 ・交通誘導員及び保安設備を適切に配置し、交通安全に努めること。 ・付近住民等地域の関係者に工事の時期内容を事前に周知すること。 ・占用に起因して道路管理者若しくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合には、占用者において、損害賠償又は苦情処理の措置を講じること。 ・市長は、管理上必要と認める事項を命じ、又はこの条件を変更し、もしくは追加することがある。 ・市長が、業務の必要上施設の移転又は撤去を命じた場合は、申請者はこれに応じなければならない。その費用については、申請者の負担とする。 ・この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に尾張旭市長に対して審査請求をすることができます。					

位 置 図 (図面上が北)	平 面 図
別紙のとおり (A 4 サイズ)	
横 断 面 図	埋戻し及び舗装構成図
	
舗 装 復 旧 図	
 舗装仮復旧面積 ———— 舗装本復旧面積 絶縁線 有・無 影響幅 1層 t = 5cm → 15cm 2層 t = 5・5cm → 20cm 歩道 t = 3(4) cm → 10cm	